

一般社団法人天草宝島観光協会 旅行商品造成支援事業実施要項

(趣旨)

第1条 一般社団法人天草宝島観光協会会長（以下会長という。）は、天草地域への観光客の誘客を図るため、天草地域への旅行商品を企画し、又は販売等を行う旅行会社（以下「事業者」という）に対して予算の範囲内において奨励金を支給することとし、その交付についてはこの要項の定めるところによる。

(奨励金の対象)

第2条 奨励金の対象は、天草地域への観光客の新たな需要の掘り起こしにつながる旅行商品の企画・販売事業であり、本事業の趣旨に適したものと会長が認めたものとする。

(奨励金の基準及び金額)

第3条 奨励金額は旅行商品造成・販売やパンフレット、チラシ、新聞広告等情報媒体作成に必要な経費とし、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 行程が1泊2日以上旅行商品であり、1団体の募集人員が20名以上で宿泊地が天草市内の宿泊施設であること。
- (2) 奨励額は、採択された旅行商品について、送客実績に応じて、下表により算出する。ただし、1事業所当たり100,000円を限度額とする。※送客実績には、添乗員は含まないこととする。

送客実績	旅行商品造成奨励額
1人～20人	3万円
21人以上	3万円+（20人を上回った送客人員×1,000円） ただし、100,000円を奨励限度額とする。

- (3) 旅行商品の企画内容等が、上記各号による奨励額算定になじまない場合は、別途予算の範囲内でその都度、奨励額を定めるものとする。
- (4) 事業者は、奨励金の交付を受けて作成する旅行商品パンフレット等のPR販促物には、「協力：一般社団法人天草宝島観光協会」と記載し、当協会のロゴを掲載すること。

(奨励金の申請)

第4条 支援を受けようとする事業者は、一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成奨励金交付申請書（様式1）に必要事項を記入し、関係書類とともに会長に提出しなければならない。

(奨励金の決定)

第5条 会長は、奨励金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、これを適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、事業者へ通知するものとする。

2 会長は、前条の申請に関し適正な支援事業を行うため必要があるときは、申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して奨励金の決定を行うことができる。

(実績報告)

第6条 事業者は、事業が完了したときは一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成奨励

金実績報告書（様式 2）を会長へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、成果品等関係書類を添付しなければならない。

（奨励金額の確定）

第 7 条 会長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対し通知するものとする。

（奨励金の請求）

第 8 条 支援事業者は、奨励金の請求をしようとするときは、前条の規定による奨励金額の確定後、一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成奨励金交付請求書（様式第 3 号）を会長に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第 9 条 会長は、事業者が次の各号の一に該当するときは、奨励金の交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金については、返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により奨励金を受けたとき。
- (2) 奨励金を他の用途に使用したとき
- (3) 奨励金交付の条件に違反したとき

（雑則）

第 10 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要項は、平成 25 年 5 月 20 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
この要項の一部改正は平成 30 年 5 月 8 日から施行する。

(様式1)

年 月 日

一般社団法人天草宝島観光協会
会長 永田 章一 様

住 所

事業者名
代表者名

印

一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成奨励金交付申請書

天草市内への送客を目的とする旅行商品を造成しますので、一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成支援事業実施要項第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	旅行商品名又は団体名	
2	旅行商品等の主催時期	年 月 日～ 年 月 日 ・総計 _____ 本
3	見込み数	・宿泊客見込み _____ 人
4	助成(奨励)金交付申請額	金 _____ 円
5	連絡先	担当者名 _____ 電話番号 _____ FAX _____

※ 添付書類 ①日程表(宿泊先が分かるもの)

上記の奨励金については、下記のとおり交付決定する。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付決定日 年 月 日

一般社団法人天草宝島観光協会会長

(様式2)

年 月 日

一般社団法人天草宝島観光協会
会長 永田 章一 様

住 所
事業者名
代表者名

印

一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成奨励金実績報告書

交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり実施しましたのでその実績を報告します。

記

1	旅行商品名又は団体名	
2	期 間	年 月 日～ 年 月 日 ・ 総計 _____ 本
3	実 績	・ 宿泊客実績 _____ 人
4	奨励金請求額	金 _____ 円

※ 添付書類

- ①実績を証明できる関係書類（宿泊施設が発行する宿泊証明書又は宿泊代金等の領収書コピー等）
- ②最終の日程表
- ③旅行パンフレットや募集チラシ、募集広告紙面現物各2部

上記の奨励金については、下記のとおり交付確定する。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

2 交付確定日 年 月 日

一般社団法人天草宝島観光協会会長

(様式3)

年 月 日

一般社団法人天草宝島観光協会
会長 永田 章一 様

住 所

事業者名

代表者名

印

一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成奨励金交付請求書

交付確定を受けた標記奨励金について、一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成支援事業実施要項第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

振込先	銀行	支店
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
口座名義	フリガナ	

一般社団法人天草宝島観光協会 旅行商品造成支援事業

【趣旨】

天草地域への観光客の誘客を図るため、天草地域への旅行商品を企画し、又はPR等を行う旅行会社に対して予算の範囲内で支援を行います。

【実施主体】

一般社団法人天草宝島観光協会においてこの支援事業を行います。

【支援の対象】

天草地域への観光客の新たな需要の掘り起こしにつながる旅行商品の企画・PR事業に対し奨励金を支給します。

【支援の条件及び金額】

- (1) 行程が1泊2日以上旅行商品であり、1団体の募集人員が20名以上で宿泊地が天草市内の宿泊施設であること。
- (2) 奨励額は、採択された旅行商品について、送客実績に応じて、下表により算出する。ただし、1事業所当たり100,000円を限度額とする。※送客実績には、添乗員は含まないこととする。

送客実績	旅行商品奨励額
1人～20人	3万円
21人以上	3万円+ (20人を上回った送客人員×1,000円) ただし、100,000円を支援限度額とする。

- (3) 旅行商品の企画内容等が、上記各号による奨励額算定になじまない場合は、別途予算の範囲内でその都度、奨励額を定めるものとする。
- (4) 事業者は、奨励金の交付を受けて作成する旅行商品パンフレット等のPR販促物には、「協力：一般社団法人天草宝島観光協会」と記載し、当協会のロゴを掲載すること。
- (5) その他、当協会が依頼する旅行商品の造成についてはこの限りではない。

【奨励の申請】

支援を受けようとする旅行会社は、一般社団法人天草宝島観光協会旅行商品造成奨励金交付申請書を提出してください。



【お問い合わせ先】

〒863-0023

熊本県天草市中央新町15-7

天草宝島国際交流会館ポルト内1階

一般社団法人 天草宝島観光協会

TEL:0969-22-2243 FAX:0969-22-2390